

令和8年度介護保険料

7月から普通徴収を開始

介護保険は40歳以上の人が入会して介護保険料を納め、介護が必要になったときに介護サービスを費用の一部負担で利用できる仕組みです。



☎ 介護保険課
995-1821

保険料の納め方

①第1号被保険者（65歳以上の人）

7月中旬に介護保険料通知書が届きます。必ず支払い方法を確認してください。

●特別徴収

年金の定期払い（年6回）の際に年金から保険料が天引きされます。

☑ 年金が年額18万円以上の人

●普通徴収

納付書を使用し、指定（代理）金融機関、コンビニエンスストア、スマートフォン決済で納付するか、口座振替で納付してください。

☑ 年金が年額18万円未満の人

65歳になったばかりの人や転入した人、2月に年金天引きが行われなかった人は、しばらくの間、普通徴収になります。

②第2号被保険者（40歳以上65歳未満の人）

加入している医療保険料と合わせて徴収されているため、介護保険料の通知は届きません。

滞納している保険料がある場合

保険料を滞納すると、滞納期間に応じて介護サービスが受けられなくなる場合があります。

保険料の減免

生活が著しく困窮していると認められる人を対象に、介護保険料の減免制度があります。詳しくは介護保険課へ問い合わせてください。

令和8年度の特例

令和7年度の税制改正による給与所得控除の拡大（55万円から65万円へ）に伴い、令和8年度の介護保険料の算定において、令和7年度と同等の保険料水準を維持する特別措置が実施されます。

☑ 令和7年度の合計所得金額に給与所得が含まれている人で、給与などの収入金額が55万1千円以上190万円未満の人（被保険者の世帯員を含む）

☑ ①令和8年度の介護保険料の算定で、給与所得控除の引き上げ分を合計所得金額に加算します。

②令和8年度分で税法上は市民税が非課税になった場合でも、介護保険料の算定で、市民税課税とみなす場合があります（世帯員を含む）。

③令和7年度の市民税が非課税の人のうち、令和8年度の市民税も非課税の人は、②の市民税の課税・非課税の判定での調整は行わずに、介護保険料の算定を行う特例減免を適用します。

令和8年度介護保険料（年額）

段階	対象となる人		保険料	
	市民税課税状況		率	年額 (基準額×率)
	世帯	本人		
1				
2	非課税	非課税		
3				
4		非課税		
5				
6				
7				
8		課税		
9				
10				
11				
12				
13				

※ 1～3段階は、軽減後の金額